

## 【イギリス】ストーキング防除法の成立

海外立法情報課 芦田 淳

\* 2019年3月、ストーキング被害者を保護するため、ストーキングを行う者に対して、一定の行為を禁止又は要求する「ストーキング防除法」について定める法律が制定された。

### 1 制定の背景

イギリスにおける既存の主なストーキング対策立法としては、1997年ハラスメント保護法<sup>1</sup>（以下「1997年法」）及び2012年自由保護法<sup>2</sup>がある<sup>3</sup>。しかし、従来の立法は、家庭内における虐待（domestic abuse）の枠外のストーキングや、加害者が被害者のパートナーではなく、関係の薄い者<sup>4</sup>によるストーキング（stranger stalking）等については、必ずしも十分に対応することができなかった。そこで、ストーキング防除法（Stalking Protection Orders）に係る新たな規定を設け、従来の立法を補完する「2019年ストーキング防除法」<sup>5</sup>（以下「2019年法」）が2019年3月15日に制定された。

### 2 2019年法の概要

2019年法は、全15か条から成り、「ストーキング防除法」（第1条～第6条）、「上訴及び強制」（第7条～第8条）、「届出の要件」（第9条～第11条）、「指針」（第12条）及び「一般規定」（第13条～第15条）の5つの部分に分かれている。

2019年法は、従来の立法と同様、ストーキングについて明確な定義を設けていない。その代わりに、「ストーキングに関連する行為」の事例について、1997年法第2A条を参照することとしている。同条は、当該行為の事例として、「①被害者につきまとうこと、②あらゆる手段により被害者に接触するか、又は、接触しようとする、③被害者に関連するか若しくは関連するとされる、又は、被害者に由来するとされる言説その他の素材を公表すること、④被害者によるインターネット、電子メールその他の形式の電子通信の利用を監視すること、⑤（公的又は私的を問わず）あらゆる場所を徘徊すること、⑥被害者の所有する財産に干渉すること、⑦被害者を見張ること」を挙げている。

### 3 ストーキング防除法の概要

#### (1) 警察の責任者による申請（第1条）

警察の責任者<sup>6</sup>は、次の要件が満たされた場合に、治安判事裁判所（下級裁判所）に対して、ストーキング防除法（以下「命令」）を申請することができる。その要件とは、①命令の対

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

<sup>1</sup> Protection from Harassment Act 1997 c.40. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1997/40/contents>>

<sup>2</sup> Protection of Freedoms Act 2012 c.9. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2012/9/contents>>

<sup>3</sup> 従来の立法の内容に関しては、守山正『イギリス犯罪学研究Ⅱ』成文堂、2017、pp.117-135を参照。

<sup>4</sup> ここには、全く面識のない者から、顔見知り程度の者までが含まれる。具体的な事例としては、医師その他の医療専門職に対する患者によるストーキング、職場の同僚に対するストーキング、又は、（チャット・ルームのような）オンライン上のやりとりから生じるストーキングが挙げられている。Home Office, *Introducing a Stalking Protection Order - A Consultation*, December 2015, p.8. <[https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment\\_data/file/482417/Introducing\\_a\\_Stalking\\_Protection\\_Order\\_-\\_a\\_consultation.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482417/Introducing_a_Stalking_Protection_Order_-_a_consultation.pdf)>

<sup>5</sup> Stalking Protection Act 2019 c.9. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2019/9/contents/enacted>>

<sup>6</sup> 警察の責任者とは、1996年警察法（Police Act 1996 c.16.）第2条に基づく警察の警察署長、首都圏警察長官、ロンドン市警察長官、運輸警察の警察署長及び国防省警察の警察署長を指す（第14条）。

象者（以下「対象者」）がストーキングに関連する行為をしたこと、②対象者が他者に対してストーキングに関連する危険を有すること、③（他者が①の行為の被害者であったか否かにかかわらず）命令が当該危険から他者を保護するために必要と考える合理的な理由があること、である。また、「ストーキングに関連する危険」とは、①他者に対する身体的又は心理的な危害に関するもの、又は、②たとえ他の状況では行為自体が無害であるとしても、他者には歓迎されない行為であると対象者が知っているか、又は、知っているべきである行為から生じ得る危険をいう。

## （2）治安判事裁判所による発出（第2条）

治安判事裁判所は、上述した3つの要件が揃っていれば、命令を発することができる。同裁判所は、ストーキングに関連する危険から保護するために必要であることを前提に、当該命令により、一定の行為の禁止又は要求を行うことができる。ただし、当該禁止及び要求は、対象者の信仰との不一致や、対象者の勤務時間又は学校に通っている時間に干渉することを、実行可能な限りにおいて避けなければならない。

## （3）命令の期間（第3条～第4条）

命令の期間は、当該命令で示された期間又は次の命令の発出までの期間とし、最短でも2年間とする。ただし、一定の条件の下、治安判事裁判所による命令の更新や取消しが可能である。

## （4）暫定的な命令（第5条）

治安判事裁判所は、警察の責任者が命令の申請を決定するまでの間、被害者を保護するため、当該命令に準じた暫定的な命令を発することができる。

## （5）命令の内容（第6条）

命令（暫定的な命令を含む。以下同じ。）には、①発出の日付、②有効期間、③対象者に適用される禁止事項又は要求事項、④禁止又は要求が特定の地域に明示的に限定されているか否か、限定される場合は、その地域、⑤禁止又は要求の期間が命令の有効期間と異なるか否か、異なる場合は、その期間を、内容として含むものとする。

## （6）対象者による上訴（第7条）

対象者は、命令の発出等を不服として、刑事法院（上級裁判所）に上訴することができる。

## （7）命令違反に対する罰則（第8条）

合理的な理由なく命令に違反した場合には、拘禁若しくは罰金又は両方を併科することができる。違反の程度に応じて、刑事法院で裁判が行われる場合の拘禁刑の上限は5年、治安判事裁判所で裁判が行われる場合の拘禁刑の上限は12か月である。

## （8）住所等の届出（第9条～第11条）

対象者は、命令の送達日から3日以内に、自身の名前及び住所を警察に届け出なければならない。届出は、①対象者の住所がある地域、②住所がない場合は、最後に届出が行われた住所がある地域、③住所及びそのような届出がない場合は、対象者に最後に命令を発した治安判事裁判所がある地域の警察署に出頭すること等により行う。また、届出義務に合理的な理由なく違反した場合にも、命令違反と同様の罰則が設けられている。

## 参考文献

- ・ *Explanatory Notes, Stalking Protection Bill*, 2018.11.26. <<https://publications.parliament.uk/pa/bills/lbill/2017-2019/0145/18145en.pdf>>